

一宮市プロモーション動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本要綱は、「一宮市プロモーション動画制作等業務」に係る契約の相手方となる候補者を選定するための公募型プロポーザルの実施等に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

一宮市プロモーション動画制作業務

(2) 契約及び業務内容

別紙「一宮市プロモーション動画制作業務委託契約約款」（以下「契約約款」という。）及び「一宮市プロモーション動画制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

※契約時における仕様書は、提案採用候補者の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年2月22日（木）まで

(4) 発注者

一宮市

(5) 契約限度額

3,618,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 プロポーザルのスケジュール

令和5年6月26日（月）	質問書提出期限
令和5年7月4日（火）	参加申出期限
令和5年7月11日（火）	企画提案書等提出期限
令和5年7月18日（火）	プレゼンテーション審査の実施（予定）
令和5年7月19日（水）	提案採用候補者の決定・通知（予定）
令和5年7月24日（月）	契約締結（予定）

4 参加資格及び資格の喪失

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の項目を全て満たす者であること。

ア プレゼンテーション審査の日において、令和4・5年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録がない場合は、国税、愛知県税及び一宮市税が未納でないこととし、企画提案書等提出時に以下の書類を提出すること。

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部
- ② 国税納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3未納のないことの証明」） 1部
- ③ 愛知県税納税証明書（法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特

別税及び自動車税種別割の納税証明書「未納の税額がないこと用」又は愛知県税の納税義務がないことの申出書（様式第5号） 1部

- ④ 一宮市税納税証明書（法人市民税納税証明書「提出日の直近事業年度分」、固定資産税納税証明書「申請日の直前年度分」）（一宮市に納税義務のある者に限る。） 1部

※各種証明書については、直近3か月以内に取得した原本に限る。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続開始の申立てがなされている者（手続決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 本プロポーザルの公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの期間において、本市から入札参加停止または入札参加保留の措置を受けていないこと。
- オ 本プロポーザルの公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ 過去5年間（平成30年4月1日から参加意思表明書を提出する前日まで）に、官公庁等が発注する本業務に類似した業務を受託した実績があること。（法人に限る。個人で制作した実績は認めない。）。

（2）資格の喪失

次の項目のいずれかに該当する場合、参加資格を喪失するものとする。

- ア 企画提案書、その他提出された書類等に虚偽の記載があったとき。
- イ 4の（1）で定めた要件を満たさないこととなったとき。

5 参加申出

本プロポーザルに参加する者は、次の項目にしたがって参加申出をすること。

（1）参加申出期限

令和5年7月4日（火） 午後5時00分

（2）参加申出方法

下記により、電子メールにて参加申出先へ送信すること。

・電子メールのタイトルは、「プロモーション動画参加申出（参加者名称）」とすること。

・電子メール本文には、以下の情報を記載すること。

参加する者の所在地・名称（法人名）・代表者職氏名

担当者の所属部署・氏名・電話番号

（3）参加申出先

一宮市総合政策部 政策課

メールアドレス seisaku@city.ichinomiya.lg.jp

6 企画提案書等

参加申出した者は、次の項目にしたがって企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年7月11日(火) 午後5時00分
- (2) 提出場所
一宮市総合政策部政策課
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は「簡易書留」とし、令和5年7月11日(火)必着で次の宛先に送付すること。
《宛先》
〒491-8501
一宮市本町2丁目5番6号
一宮市総合政策部政策課 宛て
- (4) 提出物
ア 参加意思表明書(様式第1号)
イ 業務実績調書(様式第2号)
ウ 4(1)参加資格の規定により提出する書類がある場合は、該当書類
エ 企画提案書
オ 見積書
カ 過去に制作した映像等実績を視認できるもの
- (5) 提出部数等
提出物ア～ウは各1部
エ 企画提案書:10部(うち1部は会社名、代表者名、代表者印を記入押印すること。)
オ 見積書:1部(会社名、代表者名、代表者印を記入押印すること。)
カ 過去に制作した映像等実績を視認できるもの:1枚(DVD媒体とする。)
※カのDVD媒体はPCで再生できるものとし、企画提案書もDVD媒体に同梱して提出すること。
- (6) 企画提案書作成上の留意点
ア 企画提案書は、「一宮市プロモーション動画制作業務仕様書」の趣旨に沿う提案とすること。
イ 企画提案書の様式は原則としてA4判用紙縦置き横書き片面印刷左綴じとする。使用するフォントは10ポイント以上とすること。
また、ページ下部に通し番号を付すこと。
ウ ページ数は20ページ以内に収めること。
エ 絵や写真を用いるなど、分りやすい構成に努めること。
- (7) その他
ア 提出された書類等は返却しない。
イ 提出された書類等は本プロポーザル以外の目的では使用しない。
ウ 企画提案書の提出後において、企画提案書に記載された内容は、いかなる変更も認めない。
エ 提出書類等に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において、本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

- オ 本プロポーザルを辞退しても、今後の本市との取引に不利益を与えるものではない。
- カ 参加意思表明書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第3号）を郵送で提出すること。

7 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第4号）を電子メールにて送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(1) 送信先

宛名 一宮市総合政策部政策課
電話番号 0586-28-8952
メールアドレス seisaku@city.ichinomiya.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和5年6月26日（月） 午後5時00分

(3) 質問に対する回答

令和5年6月28日（水）までに、本市ウェブサイト公表し、個別の回答は行わないものとする。

8 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。詳細はプロポーザル参加申出者に対し、改めて電子メールで連絡を行う。プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクター及び投影用スクリーン（若しくはモニター）は本市で用意するが、PC、接続用ケーブル等必要な備品があれば、参加者が用意すること。

なお、提出済みの企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

(1) プレゼンテーション時間

1 提案者につき30分以内とする。（提案20分、質疑応答10分）

(2) 出席人数

業務担当予定者を含む3名までとする。

9 評価及び選考方法

提案採用候補者は、次の項目によって評価、選考する。

(1) 選考は「一宮市プロモーション動画制作業務委託事業者選定要領」に定められた評価表に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 選考の結果、決定した参加者を提案採用候補者とし、随意契約の交渉を行う。

10 結果通知

プロポーザル参加者全員に「選考結果通知書」を送付し、提案採用候補者として採用または非採用の結果を通知するものとする。なお、結果についての異議申し立ては受け付けない。また、結果に関する質問にも回答しない。

11 契約の締結

提案採用候補者は、契約締結に向け、速やかに事務手続き等を行うものとする。

(1) 見積書の提出

提案採用候補者は、契約時における仕様を確認の後、見積書を提出すること。

(2) 契約

企画提案書に基づき仕様の内容を本市と協議した上で、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については 2 の (5) で示した契約限度額を超えることはできない。

また、契約の履行に関しては、契約約款及び仕様書に基づかなければならない。

(3) 次点の参加者の繰上げ

提案採用候補者が次のいずれかにあてはまるときは、選考の結果次点となった者と協議を行う。

① 本要綱 4 (2) に該当することが明らかになったとき。

② 本業務の契約を締結するまでの間に一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領(平成 13 年 4 月 1 日制定)に基づく指名停止の措置を受けたとき。

③ その他の理由により契約締結が不調に終わったとき。

12 その他

(1) 本プロポーサルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出にあたり、不達及び遅配を原因とする参加者の不利益が生じても、本市はその責を負わない。

(3) 本プロポーザルは提案採用者の候補となった者の採用の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない場合がある。

(4) 参加者は本提案に関して、使用に関する一切の権利関係を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。

(5) 本要綱に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度定める。